

おかやま労働安全 衛生センター

2025年 9月 9日第35号

〒700-0094

岡山市北区春日町5-6 岡山市勤労者福祉センター3階

電話 086-266-8008

FAX 086-232-3714

E-mail oka2012ro-an@41.toki.ne.jp

アスベスト健康被害相談会を実施

去る7月27日、岡山市奉還町「りぶら」において、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会岡山支部主催、おかやま労働安全衛生センター共催による「アスベスト健康被害相談会」を実施しました。新聞掲載された事で、相談会開催の前段に3件の電話相談があり、当日は1組の相談にとどまりました。

相談は、『健康診断のレントゲンで胸膜プラークの疑いが指摘。アスベストを扱っていた会社に勤務していたので心配』という内容でした。胸膜プラークなので、当面は「アスベスト健康手帳」の申請を行い、年2回の健康診断を受け、経過観察をアドバイスしました。引き続き被害者救済のため、できる取り組みを継続していきます。

当センターは、アスベストによる健康被害者の被害救済等の相談を常時受け付けていますが、肺がんや中皮腫等の発症事例を見ると、多く場合30年～50年後に発症、あるいは70後に発症した事例もあり、今後も多くの健康被害者が想定されます。

アスベストによる健康被害は、1950年～1970年頃に泉南、奈良、横須賀、呉等で発症患者が出てきており、2005年6月に尼崎市のクボタ神崎工場で働いていた労働者や工場周辺の市民に拡がっていることが判明、公表された事から大きな社会問題に発展し、多くの人たちに関心が向けられました。

石綿（アスベスト）は、鉱物繊維で熱・摩擦・酸・アルカリにも強く丈夫であることから、保温断熱・スレート・ブレーキライニング・ブレーキパッド・防音材・保温材等に使用され、1970年から1990年に輸入されました。

健康被害は、アスベストに携わって30年から50年という長い潜伏期間の後に発症することが特徴です。現在は使用禁止ですが、本人も気づかぬうちにアスベスト粉塵を吸引し、ばく露の原因や状況の確認が困難である人が多いのが実態です。また、すでに会社も無くなっていたり、同僚も亡くなったりしているケースも多く、労働災害の立証が難しく取り組めなかった人も少なくありません。

石綿による健康被害は、仕事中に接触した労働者だけでなく、労働者が持ち帰った作業着等に付いた石綿を吸い込んだ家族なども被害者になる場合もあります。被害の多い職種は、建設業66.4%・製造業25.2%・運輸業2.4%などです。なお、2024年度の

労災保険給付などの請求・決定状況は、以下のようになっています。

1. 労災請求件数

全体で1,529件（石綿肺を除く）、支給決定件数は1,139件です。

内訳は、肺がん…請求件数644、支給決定件数424（75.5%）。中皮腫…請求件数747、支給決定件数627（93%）。良性石綿胸水…請求件数44、支給決定件数30（83.3%）。びまん性胸膜肥厚…請求件数94、支給決定件数58（75.3%）。石綿肺支給決定件数71件。

特別遺族給付金は、請求件数378件、支給決定件数240件（70%）です。

岡山県では、労災請求件数32件、支給決定件数25件です。特別遺族給付金は、請求件数3件、支給決定件数1件でした。

2. 労災保険による給付の種類

療養補償給付・休業補償給付・傷病補償年金・障害補償給付

介護保障給付・遺族補償給付および葬祭料

3. 石綿健康被害救済法

石綿による健康被害は、仕事により発症したときは労災補償の対象となりますが、それ以外の被害者（周辺住民）を救済するため2006年救済法が制定され、手続きは独立行政法人環境保全機構が担っています。

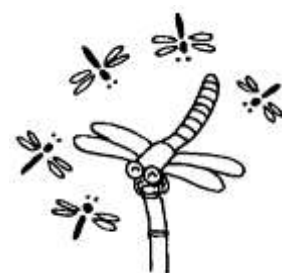
4. 特別遺族給付金

石綿により疾病で、2006年3月26日以前に亡くなった労働者の遺族で、時効により、労災保険の遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅していた場合請求できます。

請求期限は、2032年3月27日まで延長されました。

【主な経過】

- 7月27日 アスベスト相談会・交流会を含めた食事会
中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 定期総会
- 7月30日 建材メーカー第15回公判（岡山地裁）
- 8月 6日 第3回運営委員会
- 8月23日～24日 NPO法人アスベスト被害者救済基金
「全国一斉 アスベスト健康被害ホットライン」
- 9月 3日 第4回運営委員会



建設アスベスト訴訟

【東京高裁で和解が成立】

建設現場でのアスベスト（石綿）による健康被害を巡り、元労働者と遺族ら計約500人が建材メーカー計18社に損害賠償を求めた、首都圏建設アスベスト東京1陣訴・同東京2陣訴訟は、東京高裁でうち446人と建材メーカー17社との間で8月7日に和解しました。

原告側弁護団によると、「太平洋セメントやニチアスなど主要メーカー7社が、アスベストの危険性の警告表示をしなかった責任を認めて謝罪し、400人に計約52億円の和解金を支払う。残る10社は弔意や見舞いの意を表明する。積水化学工業は和解に至らなかった」という趣旨の報告がされています。

【大阪高裁でも和解が成立】

建設現場でアスベスト（石綿）を吸い込んで肺がんや中皮腫などを発症したとして、元労働者や遺族ら計１３３人が建材メーカー２１社に損害賠償を求めた訴訟は８月８日、大阪高裁で和解が成立しました。和解内容は、一審で敗訴したパナソニックホールディングスや太平洋セメント等の１２社が、原告１１５人に対し、『約１２億４６００万円の和解金を支払う。被告全社は哀悼とお見舞いの意を表明する』という内容です。

中皮腫・石綿肺がん 都道府県別の救済率

全国労働安全衛生センター連絡会議の調査によると、「救済率」に都道府県格差が生じていることが指摘されています。

中皮腫の救済率は、全国平均は７６．６％で、最高の東京都９３．３％から最低の沖縄県５４．５％まで１．６倍のばらつきが見られます。

石綿肺がんの救済率は、全国平均は３３．１％で、最高の岡山県７３．２％から最低の鹿児島県１０．４％まで７．０倍ものばらつきが見られます。これは補償・救済制度における周知や、相談窓口や、医療機関の取組みレベル等のばらつきが反映していると考えられます。

中皮腫：都道府県別の「救済率」

順位	都道府県	死亡者数	補償・救済合計	「救済率」	肺がん/中皮腫	労災等
1	東京	2,735	2,551	93.3%	59.0%	54.6%
2	大阪	3,258	2,880	88.4%	31.6%	50.0%
3	兵庫	2,838	2,495	87.9%	34.3%	46.3%
4	愛知	1,599	1,374	85.9%	31.1%	49.3%
5	富山	367	295	80.4%	33.2%	52.9%
	全国	32,997	25,291	76.6%	43.1%	48.7%
43	熊本	381	228	59.8%	43.9%	37.3%
44	三重	336	195	58.0%	62.1%	43.6%
45	岩手	250	141	56.4%	18.4%	27.7%
46	鹿児島	425	236	55.5%	18.6%	34.3%
47	沖縄	224	122	54.5%	44.3%	32.8%

石綿肺がん：都道府県別の「救済率」

順位	都道府県	死亡者数	補償・救済合計	「救済率」	肺がん/中皮腫	労災等
1	岡山	631	462	73.2%	91.5%	90.3%
2	長崎	642	366	57.0%	75.0%	85.2%
3	香川	288	161	55.9%	69.7%	83.9%
4	東京	2,735	1,506	55.1%	59.0%	87.3%
5	山口	543	254	54.2%	59.5%	87.8%
	全国	32,997	10,907	33.1%	43.1%	79.9%
43	宮崎	207	29	14.0%	20.6%	79.3%
44	山梨	165	21	12.7%	18.6%	71.4%
45	鳥取	124	15	12.1%	17.6%	86.7%
46	岩手	250	26	10.4%	18.4%	69.2%
47	鹿児島	425	44	10.4%	18.6%	40.9%

全国一斉 アスベスト健康被害ホットライン

NPO法人アスベスト被害者救済基金は、アスベスト疾患の被害者救済及び援助の事業を行う団体として２０１６年１１月に神戸市に設立。フリーダイヤルを設け、アスベスト問題に関する相談を受け付けています。また、毎年全国一斉ホットラインも実施しており、今年も８月２３日～２４日に「全国一斉 アスベスト健康被害ホットライン」が全国数ヶ所で開催されました。神戸で受け付けた相談は２４件。その中に岡山県内の３件の事案がおかやま労安センターに送付されてきました。すでに３件事案方には電話で聴き取りを行い、労災申請や救済補償等に向けた取り組みをフォローしています。

アスベスト健康被害労災申請手続きについて

すでに退職、あるいは会社が倒産、また会社は存続しているが協力してくれない場合などは、自分で申請することが出来ます。アスベスト健康被害は、長期間の潜伏期間を経て発症する特色があるため、発症時には既に当時勤めていた会社がなくなっていて、自分で申請しなければならないケースも多くあります。

（１）申請の方法

労災申請を効果的に行い、認定を受けるには、発症した疾病と業務との因果関係を証明できるかどうかポイントとなります。

① 請求書入手する

労災保険給付の請求書は、補償の種類ごとに書式が分かれています。ご自身が該当する補償の請求書を最寄りの労働基準監督署で受け取るか、厚生労働省のホームページからダウンロードして印刷することが可能です。

② 請求書を作成する

請求書には記載内容に間違いがないことを事業主が証明する欄がありますが、証明が得られない場合は労働基準監督署に相談して下さい。

③ 診断書等入手する

請求にあたっては、医師の診断書や、場合によってはレントゲン・ＣＴ・ＭＲＩ等の画像、その他の検査結果を記載した資料を提出する必要があります。

④ 労働基準監督署に提出する

石綿ばく露作業に従事した事業場を管轄する労働基準監督署に提出して下さい。

（２）保険給付には時効がある

労災保険給付の請求権には時効があり、補償の種類によって期間は異なる。特に過去の労働に起因するアスベスト健康被害について労災保険を請求する場合は、書類の準備などに時間を要する。具体的な時効は、次の通りであります。

- ・療養（補償）給付…療養費を支出した日の翌日から２年
- ・休業（補償）給付…休業により賃金を受けられなかった日の翌日から２年
- ・障害（補償）給付…傷病が治癒・症状固定した日の翌日から５年
- ・傷病（補償）給付…時効なし（労働基準監督署長の職権により支給）
- ・介護（補償）給付…介護を受けた月の翌月１日から２年
- ・遺族（補償）給付…労働者が死亡した日の翌日から５年
- ・葬祭料…労働者が死亡した日の翌日から２年



【当面する取り組み】

- ９月２０日～２１日 全国安全センター第３６回総会（東京 平方所長が参加）
- １０月 １日 第５回運営委員会 １４時～
- １０月１０日～１１日 メンタル労災 ハラスメント全国一斉ほっとライン
１０時～１８時（受付 岡山事務所）
- １０月２２日 岡山建設アスベスト裁判 １０時～岡山地裁